

第1部 令和2年度予算

1. 予算成立の経緯

2年度予算は、元年12月20日に政府案が閣議に提出され、概算の閣議決定が行われた。

その後、2年1月20日に第201回国会（常会）に提出され、2月28日、衆議院可決、3月27日、参議院可決を経て、成立した。

以下、成立した予算について概説することとする。

2. 予算編成の前提となった経済情勢及び財政事情

(1) 経済情勢

元年度の我が国経済は、海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復している。元年10月に実施した消費税率の引上げに当たっては、経済の回復基調に影響を及ぼさないといった観点から、軽減税率制度や臨時・特別の措置など各種の対応策を実施している。今後についても、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、消費税率引上げ後の経済動向を引き続き注視するとともに、台風等の被害からの復旧・復興の取組を更に加速し、あわせて米中貿易摩擦など海外発の下方リスクによる悪影響に備える必要がある。こうした中、政府は、元年12月5日、「15か月予算」の考え方で、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保、経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援、未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上を柱とし策定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（以下「総合経済対策」という。）を閣議決定した。これに基づき、元年度補正予算（元年12月13日閣議決定、2年1月30日成立。）及び2年度予算における臨時・特別の措置等を適切に組み合わせることにより、機動的かつ万全の対策を講じ、当面の需要喚起にとどまらず、民需主導の持続的な経済成長の実現につなげていくこととしている。

物価の動向をみると、原油価格の下落の影響等により、消費者物価（総合）は前年比で伸びが低下している。この結果、元年度の実質国内総生産（実質GDP）成長率は0.9%程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は1.8%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）は0.6%程度の上昇と見込まれる。

2年度については、総合経済対策を円滑かつ着実に実施するなどの政策効果もあいまって、我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれる。物価については、景気回復により、需給が引き締まる中で緩やかに上昇し、デフレ脱却に向け前進が見込まれる。この結果、2年度の実質GDP成長率は1.4%程度、名目GDP成長率は2.1%程度

と見込まれる。また、消費者物価（総合）は0.8%程度の上昇と見込まれる。なお、先行きのリスクとして、通商問題を巡る動向、中国経済の先行き、英国のEU離脱、中東地域を巡る情勢等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。

（2） 財政事情

我が国財政は、国・地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、引き続き、厳しい状況にある。こうした厳しい財政事情の下、政府としては、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（元年6月21日閣議決定）を踏まえ、引き続き、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（30年6月15日閣議決定）で示された「新経済・財政再生計画」に沿って、2025年度（7年度）の国・地方合わせた基礎的財政収支の黒字化、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すこととしている。

3. 予算編成の基本的考え方

2年度予算編成に当たっては、「令和2年度予算編成の基本方針」（元年12月5日閣議決定）に基づき、次のような基本的考え方に立って編成することとした。（以下「令和2年度予算編成の基本方針」からの抜粋を基本としている。）

- （1） 2年度予算編成に向けては、引き続き、デフレ脱却に向け、構造改革はもとより、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせることに留意する必要がある。財政健全化への着実な取組を進める一方、賃上げの流れと消費拡大の好循環、外需の取り込み、設備投資の拡大を含めた需要拡大に向けた取組や、Society 5.0時代に向けた人材・技術などへの投資やイノベーションの促進、次世代型行政サービス等の抜本強化といった生産性の向上に向けた取組など、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講ずるなど、メリハリの効いた予算編成を目指す。あわせて、「15か月予算」の考え方で、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保、経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援、未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上を柱とし策定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（元年12月5日閣議決定）に基づき、元年度補正予算を新たに編成するとともに、予備費を含めた元年度予算、2年度の臨時・特別の措置を適切に組み合わせることにより、機動的かつ万全の対策とする。こうした取組により、当面の需要喚起にとどまらず、民需主導の持続的な経済成長の実現につなげていく。
- （2） 東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を現場との連携を密に着実に進める。元年度予備費により台風等の被災者の生活・生業を再建するとともに、元年度補正予算により切れ目のない対策を講じ、復旧・復興を加速する。あわせて、3年間集中の防災・減災、国土

強靱化の緊急対策を着実に実行するとともに、台風被害を踏まえた課題を検証し、水害対策を中心に防災・減災、国土強靱化を更に強力に進め、インフラ老朽化対応を含め、国民の安全・安心を確保する。

- (3) 2年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（30年6月15日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2019」（元年6月21日閣議決定。以下「骨太方針2019」という。）に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、引き続き、2025年度（7年度）の財政健全化目標の達成を目指し、新経済・財政再生計画で定める目安に沿った予算編成を行う。改革工程表を十分に踏まえて歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、その取組を的確に予算に反映する。また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。
- (4) 次世代型行政サービスの実現に向けて、国が主導して国及び地方自治体等の情報システムやデータの標準化を推進する等デジタル・ガバメントの早期実現を図るとともに、2年3月までに行政手続コストを2割以上削減し、行政手続の簡素化・効率化を推進する。また、各府省は行政事業レビューを徹底的に実施するとともにE B P M（Evidence-based Policymaking）を推進し、予算の質の向上と効果検証に取り組む。
- (5) 新経済・財政再生計画の改革工程表を改定し、継続して取り組むべき歳出改革等を盛り込むほか、骨太方針2019に盛り込まれた主要分野ごとの重要課題への対応について改革工程を具体化する。また、見える化、先進・優良事例の全国展開、インセンティブ改革、公的サービスの産業化などの広く国民各層の意識改革や行動変容に働きかける取組を引き続き加速・拡大する。さらに、政策効果の高い歳出に転換するワイズスペンディングの仕組みを強化し、民需主導の持続的な経済成長の実現につながる施策を喚起する。

4. 一般会計予算の規模等

(1) 一般会計予算の規模

2年度一般会計予算の規模は、元年度当初予算額に対して12,009億円（1.2%）増の1,026,580億円となっている。このうち、臨時・特別の措置は17,788億円であって、これを除いた2年度一般会計予算の規模は元年度当初予算額に対して14,500億円（1.5%）増の1,008,791億円となっている。

2年度一般歳出の規模は、元年度当初予算額に対して15,333億円（2.5%）増の634,972億円となっている。このうち、臨時・特別の措置は17,788億円であって、これを除いた2年度一般歳出の規模は元年度当初予算額に対して17,825億円（3.0%）増の617,184億円となっている。

(2) 一般会計予算と国内総生産

① 一般会計予算の規模を国内総生産と対比すると、次のようになる。

(表1) 一般会計予算規模及び国内総生産の推移

	一般会計(A) (億円)	うち一般歳出 (B) (億円)	国内総生産(C) (名目・兆円程 度)	(A)/(C) (%程度)	(B)/(C) (%程度)
元 年 度	(994,291) 1,014,571	(599,359) 619,639	558.3	(17.8) 18.2	(10.7) 11.1
2 年 度	(1,008,791) 1,026,580	(617,184) 634,972	570.2	(17.7) 18.0	(10.8) 11.1
2年度の対前年度伸率	(1.5%) 1.2%	(3.0%) 2.5%	2.1%程度	-	-

(注) 1. 元年度の(A)欄及び(B)欄は、当初予算の計数である。

2. 元年度及び2年度の(C)欄は、2年度政府経済見通しによる。(元年度は実績見込み、2年度は見通し)

3. 元年度及び2年度の(A)欄及び(B)欄は、本書は通常分と臨時・特別の措置の合計額、上段()書は通常分の予算額である。

② なお、2年度の政府支出の実質GDP成長率に対する寄与度は、0.5%程度となる見込みである。

(3) 一般会計歳入予算

① 租税及印紙収入は、現行法による場合、元年度当初予算額に対して10,440億円増の635,390億円になると見込まれるが、法人課税等の税制改正を行うこととしている結果、元年度当初予算額に対して10,180億円(1.6%)増の635,130億円になると見込まれる。

また、その他収入は、元年度当初予算額に対して2,871億円(4.6%)増の65,888億円になると見込まれる。このうち、前年度剰余金受入は、5,274億円(うち30年度の「財政法」(昭22法34)第6条の純剰余金5,268億円)を計上している。

② 2年度における公債金は元年度当初予算額を1,043億円下回る325,562億円である。

公債金のうち71,100億円については、「財政法」(昭22法34)第4条第1項ただし書の規定により発行する公債によることとし、254,462億円については、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」(平24法101)第3条第1項の規定により発行する公債によることとしている。この結果、2年度予算の公債依存度は31.7%(元年度当初予算32.2%)となっている。

(表2) 一般会計歳入予算の内訳

(単位：億円)

1. 租税及印紙収入	
(1) 現行法を2年度に適用する場合の租税及印紙収入	635,390
(2) 税制改正による増△減収見込額	△ 260
イ 法人課税	△ 10
ロ 消費課税	△ 240
(内国税計	△ 250)
ハ 関税	△ 10
(3) 2年度予算額 (1) + (2)	635,130
2. その他収入	65,888
3. 公債金	325,562
合 計	1,026,580

(表3) 公債依存度の推移 (当初予算ベース)

(単位：億円、%)

年 度	一般会計予算規模 (A)	公債発行額 (B)	公債依存度 (B/A)
28	967,218	344,320	35.6
29	974,547	343,698	35.3
30	977,128	336,922	34.5
元	1,014,571	326,605	32.2
2	1,026,580	325,562	31.7

5. 分野別の概要

(1) 臨時・特別の措置

臨時・特別の措置については、消費税率引上げ前後の需要変動の平準化を図り、経済の回復基調に影響を及ぼさないよう取り組むため、17,788億円を計上している。

具体的には、中小企業・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元等による支援(2,703億円)とともに、住宅ローン減税の効果が限定的な所得層を対象とするすまい給付金(1,145億円)を実施することとしている。このほか、マイナポイントを活用した消費活性化策を実施するための経費(2,478億円)等を計上している。

また、防災・減災、国土強靱化については、国民の生活・経済に欠かせない重要なインフラが、自然災害時にその機能を維持できるよう平時から万全の備えを行うため、重要インフラの緊急点検等を踏まえ

た「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（30年12月14日閣議決定）に基づき、緊急対策160項目について、30年度からの3年間で集中的に実施することとしている。2年度は、その3年度目の対策として必要な経費11,432億円を計上している。

（2） 税制改正

2年度税制改正については、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進に係る税制上の措置や連結納税制度の抜本的な見直しを行うとともに、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制の実現やNISA（少額投資非課税）制度の見直しを行う。

あわせて、国際的な租税回避・脱税に対応するための国際課税制度の見直し、円滑・適正な納税のための環境整備等を行う。

（3） 公務員人件費

2年度予算における国家公務員の人件費については、一般会計及び特別会計の純計で、元年度当初予算額に対して170億円（0.3%）減の52,656億円となっている。

具体的には、元年人事院勧告を踏まえ、官民較差に基づく国家公務員の給与改定が行われている。また、行政機関の定員について、内閣の重要政策に係るものに重点的に増員を措置して必要な体制を整備することとし、災害復旧などの臨時的な課題に対応するための時限増員（709人）等を除き、287人の定員を純減し、行政機関全体の定員を抑制することとしている。一方で、自衛官の若年定年年齢の引上げなどを実施しており、これらを反映した予算としている。

地方公務員についても、国家公務員の給与改定に準じた給与改定を実施するなど、適切な見直しを行っている。

（4） 東日本大震災からの復興

東日本大震災からの復興については、「復興・創生期間」の最終年度である2年度において、必要な復興施策を確実に実行するため、被災者支援や住宅再建・復興まちづくり、産業・生業（なりわい）の再生、原子力災害からの復興・再生などのための経費20,739億円を東日本大震災復興特別会計に計上している。

（5） 特別会計

2年度においては、特別会計の数は13となっている。

なお、特別会計の歳出総額から重複計上等並びに国債償還、社会保障給付及び地方財政対策等を控除した額は、79,466億円となっており、さらに、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費を除いた額は、元年度当初予算額に対して1,360億円（2.2%）増の62,443億円となっている。

（6） 決算等の反映

決算及び決算検査報告等の予算への反映については、これまでも、積極的に取り組んできているとこ

ろであり、2年度予算においても会計検査院の指摘や決算に関する国会の議決等を踏まえ、個別の事務・事業ごとに必要性や効率性を洗い直し、その結果を的確に反映している。

また、元年度予算執行調査については、44件の調査を実施し、その調査結果を踏まえ、事業等の必要性、有効性及び効率性について検証を行い、2年度予算に的確に反映している。

さらに、各府省の政策評価に示された達成すべき目標、目標を達成するための手段、どの程度目標が達成されたかに関する事後評価等を精査の上、各事業の必要性、効率性又は有効性の観点等から検証を行い、政策評価の結果を予算に的確に反映している。

6. 予算の主な内容

(1) 一般会計

2年度一般会計歳出予算の主要経費別内訳は、表4のとおりである。

(表4) 一般会計歳出予算の主要経費別内訳

(単位：億円、%)

事 項	元		2			
	当初予算額	構成比	予 算 額	増△減額	伸 率	構成比
社 会 保 障 関 係 費	(340,627)	(34.3)	(358,121)	(17,495)	(5.1)	(35.5)
	341,306	33.6	358,608	17,302	5.1	34.9
文 教 及 び 科 学 振 興 費	(53,683)	(5.4)	(53,912)	(229)	(0.4)	(5.3)
	55,884	5.5	55,055	△829	△1.5	5.4
う ち 科 学 技 術 振 興 費	(13,378)	(1.3)	(13,565)	(187)	(1.4)	(1.3)
	13,597	1.3	13,639	41	0.3	1.3
国 債 費	(235,082)	(23.6)	(233,515)	(△1,567)	(△0.7)	(23.1)
	235,082	23.2	233,515	△1,567	△0.7	22.7
恩 給 関 係 費	(2,097)	(0.2)	(1,750)	(△347)	(△16.6)	(0.2)
	2,097	0.2	1,750	△347	△16.6	0.2
地 方 交 付 税 交 付 金 等	(159,850)	(16.1)	(158,093)	(△1,758)	(△1.1)	(15.7)
	159,850	15.8	158,093	△1,758	△1.1	15.4
防 衛 関 係 費	(52,066)	(5.2)	(52,625)	(559)	(1.1)	(5.2)
	52,574	5.2	53,133	559	1.1	5.2
公 共 事 業 関 係 費	(60,596)	(6.1)	(60,669)	(73)	(0.1)	(6.0)
	69,099	6.8	68,571	△528	△0.8	6.7
経 済 協 力 費	(5,021)	(0.5)	(5,123)	(102)	(2.0)	(0.5)
	5,021	0.5	5,123	102	2.0	0.5
(参考) O D A	(5,566)	(0.6)	(5,610)	(45)	(0.8)	(0.6)
	5,566	0.5	5,610	45	0.8	0.5
中 小 企 業 対 策 費	(1,740)	(0.2)	(1,723)	(△17)	(△1.0)	(0.2)
	1,790	0.2	1,753	△37	△2.1	0.2
エ ネ ル ギ ー 対 策 費	(9,104)	(0.9)	(9,008)	(△97)	(△1.1)	(0.9)
	9,760	1.0	9,495	△265	△2.7	0.9
食 料 安 定 供 給 関 係 費	(9,816)	(1.0)	(9,832)	(17)	(0.2)	(1.0)
	9,823	1.0	9,840	17	0.2	1.0
そ の 他 の 事 項 経 費	(59,609)	(6.0)	(59,422)	(△188)	(△0.3)	(5.9)
	67,284	6.6	66,645	△639	△1.0	6.5
予 備 費	(5,000)	(0.5)	(5,000)	(—)	(—)	(0.5)
	5,000	0.5	5,000	—	—	0.5
合 計	(994,291)	(100.0)	(1,008,791)	(14,500)	(1.5)	(100.0)
	1,014,571	100.0	1,026,580	12,009	1.2	100.0

(注) 1. 計数については、それぞれ四捨五入にしているのので、端数において合計とは合致しないものがある。以下、表8まで同じ。

2. 元年度予算額は、2年度予算額との比較対照のため、組替えをしてある。以下、表8まで同じ。

3. 元年度予算額及び2年度予算額の本書は通常分と臨時・特別の措置の合計額、上段()書は通常分の予算額である。以下、表7まで同じ。

① 社会保障（参考、表5）

2年度の社会保障関係費については、高齢化による増加分に加え、消費税増収分を活用した社会保障の充実等により、元年度当初予算額に対して17,302億円（5.1%）増の358,608億円を計上している。このうち臨時・特別の措置は487億円であり、これを総額から除いた社会保障関係費は、元年度当初予算額に対して17,495億円（5.1%）増の358,121億円となっている。

このうち、社会保障関係費の実質的な伸びについては、社会保障関係費の自然増が5,300億円と見込まれる中、実勢価格の動向を反映した薬価改定や、これまでに決定した社会保障制度改革の実施等の様々な歳出抑制努力を積み重ねた結果、社会保障関係費の実質的な伸びは対前年度+4,111億円となり、「新経済・財政再生計画」における社会保障関係費の実質的な伸びを「高齢化による増加分（2年度+4,100億円程度）におさめる」という方針を着実に達成している。

また、「新しい経済政策パッケージ」（29年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2019」（元年6月21日閣議決定）等を踏まえ、全世代型社会保障制度の構築に向け、元年10月の消費税率の引上げによる増収分を活用し、高等教育の無償化（4,882億円）や幼児教育・保育の無償化（3,410億円）といった制度の着実な実施や、勤務医の働き方改革の推進（183億円）などの社会保障の充実を実施することとし、元年度当初予算額に対して11,899億円増の16,707億円を計上している。

制度別にみると、まず、医療については、2年度診療報酬・薬価等改定において、医療費の伸び、保険料などの国民負担、物価・賃金の動向、医療機関の収入や経営状況、保険財政や国の財政に係る状況を踏まえ、診療報酬について+0.55%（うち、消費税増収分を活用した救急病院における勤務医の働き方改革への特例的な対応+0.08%）とするとともに、薬価等について市場実勢価格を反映する等により△1.00%としている。

また、消費税率の引上げによる増収分を活用し、勤務医の働き方改革の推進のため、診療報酬改定により、特に過酷な勤務環境となっている救急医療の実績が一定水準以上の医療機関について、地域医療の確保を図る観点から評価するとともに、地域医療介護総合確保基金により、地域医療における特別な役割があり、かつ、過酷な勤務環境となっている医療機関を対象に勤務環境改善のための体制整備を支援することとしている。このほか、地域医療構想の実現に向けた病床ダウンサイジング支援等を実施することとしている。

介護については、消費税率の引上げによる増収分を活用し、新たに介護保険保険者努力支援交付金を200億円措置し、自治体の予防・健康づくりの取組を支援するほか、認知症サポーターの活動（チームオレンジ）の全国展開を推進することとしている。このほか、介護ロボットの開発・普及の促進等を実施することとしている。

子ども・子育て支援については、「新しい経済政策パッケージ」（29年12月8日閣議決定）に基づき、消費税率の引上げによる増収分を活用し、3歳から5歳までの全ての子供たちと0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちを対象とした、幼稚園、保育所、認定こども園等の無償化を着実に実施する

ほか、待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」の前倒しによる保育の受け皿整備の推進、保育士の処遇改善に取り組むとともに、高等教育の修学支援新制度において、真に支援が必要な低所得世帯の者に対し、授業料等減免及び給付型奨学金の支給を合わせて措置することとしている。

年金については、消費税率の引上げによる増収分を活用し、年金生活者支援給付金を支給することとしている。このほか、基礎年金国庫負担（2分の1）等について措置することとしている。

障害保健福祉施策については、障害者の地域移行・地域生活支援を推進するため、障害福祉サービスや地域生活支援事業等を着実に実施することとしている。

雇用政策については、就職氷河期世代の個々人の状況に応じた、きめ細やかで切れ目のない支援を実施するほか、高齢者の就労の促進、副業・兼業等の柔軟な働き方がしやすい環境の整備、最低賃金引上げに向けた生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者への助成金の拡充等を実施することとしている。

さらに、臨時・特別の措置として、災害時等においても安定的に安全な給水を確保するため水道施設の耐震化等を推進することとしている。

(表5) 社会保障関係費の内訳

(単位：億円、%)

区 分	年 度	2		
	元	予 算 額	増△減額	伸 率
年 金 給 付 費	(120,488)	(125,232)	(4,743)	(3.9)
	120,488	125,232	4,743	3.9
医 療 給 付 費	(118,543)	(121,546)	(3,003)	(2.5)
	118,543	121,546	3,003	2.5
介 護 給 付 費	(32,101)	(33,838)	(1,736)	(5.4)
	32,101	33,838	1,736	5.4
少 子 化 対 策 費	(23,581)	(30,387)	(6,806)	(28.9)
	23,581	30,387	6,806	28.9
生 活 扶 助 等 社 会 福 祉 費	(41,432)	(41,776)	(343)	(0.8)
	41,805	42,027	222	0.5
保 健 衛 生 対 策 費	(4,093)	(4,949)	(856)	(20.9)
	4,399	5,184	784	17.8
雇 用 労 災 対 策 費	(388)	(395)	(7)	(1.8)
	388	395	7	1.8
合 計	(340,627)	(358,121)	(17,495)	(5.1)
	341,306	358,608	17,302	5.1

② 文教及び科学技術(参考、表6)

文教及び科学振興費については、教育環境整備や科学技術基盤の充実等の観点から元年度当初予算額に対して829億円(1.5%)減の55,055億円を計上している。このうち、臨時・特別の措置は1,143億円であり、これを総額から除いた文教及び科学振興費は、元年度当初予算額に対して229億円(0.4%)増の53,912億円となる。

文教予算については、まず、年収590万円未満世帯を対象とした私立高校授業料の実質無償化を行うこととしている。

義務教育費国庫負担金については、少子化や学校統廃合の進展等を見込み、3,925人の既存定数の縮減を図る一方、学習指導要領改訂に伴う小学校英語の教科化に向けた専科指導の充実等を図るため、1,411人の定数増を行うほか、基礎定数化に伴う315人の定数増を行うこととしている。また、部活動指導員やスクールカウンセラー等の外部人材の配置を促進することとしている。

高等教育施策については、大学改革の推進を図るため、国立大学法人運営費交付金について、教育・研究の成果に係る客観的な共通指標による評価に基づく配分を拡充するとともに、国立大学経営改革促進事業を充実する。また、私立大学については、配分の見直し等を通じて、教育研究の質の向上に取り組む大学等に対し重点的に支援を行うこととしている。

奨学金関連施策については、無利子奨学金について、貸与基準を満たす希望者全員への貸与を確実に実施する。

科学技術振興費については、科学技術基盤を充実するとともに、イノベーションを促進することとしており、元年度当初予算額に対して41億円(0.3%)増の13,639億円を計上している。このうち、臨時・特別の措置は74億円であり、これを総額から除いた科学技術振興費は、元年度当初予算額に対して187億円(1.4%)増の13,565億円となる。

(表6) 文教及び科学振興費の内訳

(単位：億円、%)

区 分	年 度	2		
	元	予 算 額	増△減額	伸 率
義 務 教 育 費 国 庫 負 担 金	(15,200)	(15,221)	(21)	(0.1)
	15,200	15,221	21	0.1
科 学 技 術 振 興 費	(13,378)	(13,565)	(187)	(1.4)
	13,597	13,639	41	0.3
文 教 施 設 費	(704)	(743)	(39)	(5.6)
	1,694	1,250	△444	△26.2
教 育 振 興 助 成 費	(23,025)	(23,206)	(181)	(0.8)
	24,017	23,768	△248	△1.0
育 英 事 業 費	(1,375)	(1,176)	(△199)	(△14.5)
	1,375	1,176	△199	△14.5
合 計	(53,683)	(53,912)	(229)	(0.4)
	55,884	55,055	△829	△1.5

③ 社会資本の整備(参考、表7)

公共事業関係費については、安定的な確保を行い、その中で、治水対策を中心とした防災・減災対策等の実効性の向上、インフラの老朽化対策の強化、中長期的な成長の基盤となるインフラの整備等に重点的に取り組むこととしており、元年度当初予算額に対して、528億円(0.8%)減の68,571億円を計上している。このうち、臨時・特別の措置は、7,902億円であり、これを総額から除いた公共事業関係費は、元年度当初予算額に対して、73億円(0.1%)増の60,669億円となる。

具体的には、人口減少をはじめとする日本社会の構造的変化も踏まえ、防災・減災対策等の実効性を高める観点から、予算・既存ストックの「使い方」や国土・土地利用のあり方の見直し等を進めるとともに、老朽化対策を強化する観点から、適切な長寿命化の取組がなされているインフラの更新を支援する個別補助制度の創設等を進めることとしている。また、中長期的な成長の基盤となるインフラについては、料金収入等を積極的に活用しつつ、生産性向上効果の高いプロジェクトを厳選して整備を加速することとしている。

このほか、東日本大震災からの復興への取組については、復興進度に応じた災害復旧等事業費の追加や、被災地の復興に向けたまちづくりの支援等を実施することとしており、2年度においては、東日本大震災復興特別会計に公共事業関係費5,085億円を計上している。

(表7) 公共事業関係費の内訳

(単位：億円、%)

区 分	年 度	2		
	元	当 初 予 算 額	予 算 額	増△減額
治 山 治 水 対 策	(8,976)	(9,177)	(201)	(2.2)
	11,206	11,375	169	1.5
道 路 整 備	(14,212)	(16,557)	(2,345)	(16.5)
	15,491	17,819	2,328	15.0
港 湾 空 港 鉄 道 等 整 備	(4,278)	(4,128)	(△150)	(△3.5)
	4,831	4,584	△246	△5.1
住 宅 都 市 環 境 整 備	(5,746)	(6,737)	(991)	(17.2)
	5,978	6,947	969	16.2
公 園 水 道 廃 棄 物 処 理 等	(1,136)	(1,272)	(136)	(12.0)
	1,286	1,372	86	6.7
農 林 水 産 基 盤 整 備	(6,119)	(6,141)	(22)	(0.4)
	7,061	6,926	△135	△1.9
社 会 資 本 総 合 整 備	(18,770)	(15,125)	(△3,645)	(19.4)
	21,887	18,015	△3,872	△17.7
推 進 費 等	(609)	(781)	(172)	(28.2)
	609	781	172	28.2
計	(59,846)	(59,917)	(71)	(0.1)
	68,349	67,819	△530	△0.8
災 害 復 旧 等	(750)	(752)	(1)	(0.2)
	750	752	1	0.2
合 計	(60,596)	(60,669)	(73)	(0.1)
	69,099	68,571	△528	△0.8

④ 経済協力(参考、表8)

一般会計ODA予算については、ODA事業量の確保に配慮しつつ、経費の見直しを行い、予算の重点化等のメリハリ付けを図ることとし、元年度当初予算額に対して45億円(0.8%)増の5,610億円を計上している。

具体的には、日本の国益と国際社会の平和と繁栄を実現するための外交力の強化等に必要な経費を計上している。無償資金協力については、1,632億円を計上し、技術協力(独立行政法人国際協力機構)については、1,516億円を計上している。

(注) 経済協力費の一部、例えば国際連合分担金は、経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)の規定により、分担金の一定割合部分のみがODAと定義されているため、経済協力費の全額がODA予算となるわけではない。一方、経済協力費以外の主要経費のうち、上記の規定によりODAと定義される部分があり、一般会計ODA予算は、これを加えたものとなっている。

(表8) 一般会計ODA予算の内訳

(単位：億円、%)

区 分	年 度	元			
		2	予 算 額	伸 率	
		当初予算額	予 算 額	増△減額	伸 率
無償資金協力		1,631	1,632	1	0.1
二国間技術協力		2,576	2,551	△25	△1.0
独立行政法人国際協力機構 運営費交付金		1,510	1,516	6	0.4
その他の技術協力		1,066	1,035	△31	△2.9
国際機関への出資・拠出		875	949	75	8.5
円借款の原資等		484	478	△6	△1.2
独立行政法人国際協力機構 出資金		468	466	△2	△0.4
株式会社日本貿易保険交付 金		16	12	△4	△25.0
合 計		5,566	5,610	45	0.8

⑤ 防衛力の整備

防衛関係費については、30年12月18日の国家安全保障会議及び閣議において決定された「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」及び「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）について」等を踏まえ、多次元統合防衛力の構築に向けて、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力、海空領域における能力等を強化するとともに、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努め、元年度当初予算額に対して559億円（1.1%）増の53,133億円を計上している。このうち、臨時・特別の措置は508億円であり、これを総額から除いた防衛関係費は、元年度当初予算額に対して559億円（1.1%）増の52,625億円となる。

なお、沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告に盛り込まれた措置を実施するために必要な経費は138億円、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」（18年5月30日閣議決定）及び「平成22年5月28日に日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について」（22年5月28日閣議決定）に基づく再編関連措置のうち地元の負担軽減に資する措置を実施するために必要な経費は1,799億円、政府専用機の取得関連経費は0.3億円であり、総額からこれら及び臨時・特別の措置を除いた中期防衛力整備計画対象経費は、元年度当初予算額に対して、消費税率の引上げに伴う影響分を含め618億円（1.2%）増の50,688億円となる。

⑥ 中小企業対策

中小企業対策費については、中小企業・小規模事業者の生産性向上支援に資金の重点的な配分を図るとともに、人材対策、取引対策や資金繰り対策にも万全を期している。また、景気回復を反映した信用保証制度に関連する株式会社日本政策金融公庫への出資金の減少等により、元年度当初予算額に対して37億円(2.1%)減の1,753億円を計上している。このうち、臨時・特別の措置は30億円であり、これを総額から除いた中小企業対策費は、元年度当初予算額に対して17億円(1.0%)減の1,723億円となる。

具体的には、地域中核企業を含む中小企業・小規模事業者が産学官連携により行う研究開発に対する支援、後継者問題に対応するための「事業引継ぎ支援センター」の体制強化、中小企業・小規模事業者が必要とする人材の発掘、確保等のための支援、下請取引の適正化、商店街の環境整備等に取り組むこととしている。

資金繰り対策については、公的信用補完の基盤強化に必要な株式会社日本政策金融公庫に対する出資金及び資金供給業務円滑化に必要な同公庫に対する補給金等を確保するとともに、信用保証に係る全国信用保証協会連合会への補助金等を計上している。

⑦ エネルギー対策

エネルギー対策については、「第5次エネルギー基本計画」(30年7月3日閣議決定)の実現に向けて、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立に向けた取組をはじめ、エネルギーの安定供給の確保や安全かつ安定的な電力供給の確保等についても取り組むこととしている。

これらの施策を実施するため、一般会計のエネルギー対策費として、元年度当初予算額に対して265億円(2.7%)減の9,495億円を計上している。このうち、臨時・特別の措置は487億円であり、これを総額から除いたエネルギー対策費は、元年度当初予算額に対して97億円(1.1%)減の9,008億円となる。

具体的には、再生可能エネルギーや省エネルギーに資する技術の開発・設備等の導入、石油・天然ガス等の資源の探鉱・開発、石油備蓄の維持、石油の生産・流通合理化、原子力防災体制の整備等を推進することとしている。

また、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」(28年12月20日閣議決定)を踏まえ、中間貯蔵施設費用相当分について原子力損害賠償・廃炉等支援機構に資金交付を行うこととしている。

⑧ 農林水産業

農林水産関係予算については、強い農林水産業の実現に向けた施策の推進等の観点から元年度当初予算額に対して198 億円（0.8%）減の24,117 億円を計上している。

このうち、臨時・特別の措置は1,008 億円であり、これを総額から除いた農林水産関係予算は、元年度当初予算額に対して1 億円（0.0%）増の23,109 億円となる。

具体的には、農林水産物・食品の輸出力を強化するため、輸出先国の輸入規制へ政府一体で対応する「農林水産物・食品輸出本部」を創設し、あわせて、EU・米国輸出向け加工施設の整備・輸出商社とのマッチングなど、輸出環境整備を推進することとしている。

次世代を担う人材の育成・確保については、新たに就職氷河期世代や都市の生活困窮者を含めた潜在的な就農希望者に対し、就農検討段階から定着段階までの総合的な支援を創設し、あわせて、担い手への農地集積・集約化を加速するため、人・農地プランの実質化を推進することとしている。

農業の経営所得安定対策等については、農業経営収入保険制度や収入減少影響緩和対策等により担い手の農業経営の安定を図るとともに、水田活用の直接支払交付金の交付により水田における高収益作物への転換及び麦、大豆等の本作化を推進することとしている。

農林水産業の基盤整備については、高収益作物に転換するための水田の畑地化・汎用化や農業の競争力強化のための農地の大区画化、国土強靱化のための老朽化施設の長寿命化や防災・減災対策等を推進することとしている。

林野関係については、新たな森林管理システムの下、意欲と能力のある経営体への森林施業の集約化や間伐・路網整備、荒廃山地の復旧対策等を推進するとともに、新たな木材需要の創出や人材育成の取組等を支援することとしている。

水産関係については、漁業の成長産業化に向け、先進的な水産資源の評価・管理方法の導入、資源管理に積極的に取り組む漁業者の漁業収入安定対策等を推進するとともに、外国漁船の違法操業等に対する取締体制を強化することとしている。

⑨ 治安対策

警察活動による治安対策として、警察庁予算は、元年度当初予算額に対して 182 億円（5.3%）増の 3,603 億円を計上している。このうち、臨時・特別の措置は 231 億円であり、これを総額から除いた予算は、元年度当初予算額に対して 75 億円（2.3%）増の 3,372 億円となる。

具体的には、テロ対策として、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う警備対策のほか、テロの未然防止及びテロへの対処体制の強化に向けた取組を推進することとしている。

さらに、緊急事態への対処として、国境離島における警備事象に対処するための資機材の整備等を図るほか、大規模災害対策を推進するなど、緊急事態への対処能力の向上を図ることとしている。サイバー空間の脅威への対処としては、サイバー犯罪、サイバー攻撃に的確に対処するため、捜査用資機材や情報技術解析用資機材の整備等を行うこととしている。また、犯罪の悪質化・巧妙化、裁判員裁判制度の導入等により犯罪の立証における客観証拠の重要性が高まっていることから、DNA型鑑定の一層の推進や、検視、司法解剖等の充実を図ることとしている。そのほか、「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」（元年 6 月 18 日昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議決定）を受け実施した危険箇所の緊急点検等を踏まえ、交通安全施設等を整備するなど、安全かつ快適な交通を確保するための諸施策を行うこととしている。警察基盤の充実強化については、警察用車両及び装備資機材の整備や、警察署・警察学校等の警察施設の整備等を行うこととしている。

再犯防止対策の推進については、法務省予算として、元年度当初予算額に対して 93 億円（12.9%）減の 628 億円を計上している。このうち、臨時・特別の措置は 278 億円であり、これを総額から除いた予算は、元年度当初予算額に対して 19 億円（5.8%）増の 350 億円となる。

具体的には、刑務所出所者等の就労支援対策を強化するため、施設内処遇として、就労支援体制の拡充等を行うとともに、社会内処遇として、更生保護就労支援事業の拡充等に要する経費を計上するほか、矯正施設等の整備を着実に進めることもあわせて再犯防止対策を推進することとしている。

このほか、尖閣諸島周辺海域をはじめとする我が国周辺海域をめぐる状況への対応として、海上保安庁予算は、元年度当初予算額に対して 76 億円（3.5%）増の 2,254 億円を計上している。このうち、臨時・特別の措置は 43 億円であり、これを総額から除いた予算は、元年度当初予算額に対して 57 億円（2.7%）増の 2,211 億円となる。

具体的には、「海上保安体制強化に関する方針」（28 年 12 月 21 日海上保安体制強化に関する関係閣僚会議決定）に基づき、ヘリコプター搭載型巡視船を含む大型巡視船や新型ジェット機等の整備を進めつつ、既存巡視船艇の代替整備を行うなど、我が国の領土・領海を堅守することとしている。

⑩ 地方財政

2年度の地方財政については、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（30年6月15日閣議決定）を踏まえ、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、30年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしている。

一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる地方交付税交付金は、元年度当初予算額に対して575億円（0.4%）増の156,085億円、地方交付税交付金と地方特例交付金を合わせた地方交付税交付金等は、元年度当初予算額に対して1,758億円（1.1%）減の158,093億円となっている。

地方交付税交付金については、元年10月からの消費税率の引上げによる消費税の増収を見込み、消費税の法定率分が増加すること等により増加している。なお、前年度に引き続き、国と地方の折半により負担する地方の財源不足が生じていないことから、一般会計からの特例加算による地方交付税交付金の増額措置は講じない。

地方特例交付金については、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額並びに消費税率引上げに伴う需要変動の平準化のための自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収額を補填するために必要な額を計上する一方、元年度に計上されていた子ども・子育て支援臨時交付金が2年度においては計上されないため、元年度より減少している。

(2) 特別会計

「財政法」(昭22法34)第13条第2項においては、

- (Ⅰ) 特定の事業を行う場合、
- (Ⅱ) 特定の資金を保有してその運用を行う場合、
- (Ⅲ) その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合

に限り、法律により特別会計を設置するものとされている。

2年度においては、特別会計の数は次の13となっている。

(特別会計一覧)

- ・交付税及び譲与税配付金特別会計(内閣府、総務省及び財務省)
- ・地震再保険特別会計(財務省)
- ・国債整理基金特別会計(財務省)
- ・外国為替資金特別会計(財務省)
- ・財政投融资特別会計(財務省及び国土交通省)
- ・エネルギー対策特別会計(内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省)
- ・労働保険特別会計(厚生労働省)
- ・年金特別会計(内閣府及び厚生労働省)
- ・食料安定供給特別会計(農林水産省)
- ・国有林野事業債務管理特別会計(農林水産省)
- ・特許特別会計(経済産業省)
- ・自動車安全特別会計(国土交通省)

・東日本大震災復興特別会計（国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省）

各特別会計の経理する内容は、それぞれ異なるものであるが、2年度予算における各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、約391.8兆円である。このうち、会計間の取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、約196.8兆円である。

この約196.8兆円には、国債償還費等約85.0兆円（元年度当初予算比2.5兆円減）、地方交付税交付金等（地方譲与税等を含む。）約19.8兆円（同0.5兆円増）、財政融資資金への繰入12.0兆円（同増減なし）、社会保障給付費約72.0兆円（同1.7兆円増）が含まれており、純計額よりこれらを除いた額は約7.9兆円となっている。さらに、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費約1.7兆円（同0.1兆円減）を除いた額は、約6.2兆円となり、元年度当初予算額に対して約0.1兆円の増加となっている。

純計額の主な内訳を含め、以上を整理すれば次のとおりである。

	2年度（億円）	元年度（億円）
特別会計歳出総額	3,917,591	3,894,710
特別会計の会計間取引額	604,003	627,827
特別会計内の勘定間取引額	264,539	261,042
一般会計への繰入額	1,698	4,612
国債整理基金特別会計における借換償還額	1,079,818	1,031,404
純計額	1,967,533	1,969,825
i 国債償還費等	850,242	875,421
ii 地方交付税交付金等	197,942	192,875
iii 財政融資資金への繰入	120,000	120,000
iv 社会保障給付費	719,882	702,664
上記 i ~ iv を除いた純計額	79,466	78,865
v 復興関連経費	17,023	17,781
上記 i ~ v を除いた純計額	62,443	61,084

上記13特別会計のうち主なものについて概説する。

① 交付税及び譲与税配付金特別会計

この会計は、地方交付税及び地方譲与税（地方揮発油譲与税、森林環境譲与税、石油ガス譲与税、特別法人事業譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び特別とん譲与税を総称する。）の配付

に関する経理を明確にするために設けられたものである。

また、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金についても、この会計に計上することとしている。

2年度の主な内容は、次のとおりである。

(イ) 歳入において、2年度の所得税及び法人税の収入見込額の100分の33.1に相当する額104,576億円、酒税の収入見込額の100分の50に相当する額6,325億円並びに消費税の収入見込額の100分の19.5に相当する額42,352億円の合算額153,253億円から、①20年度、21年度及び28年度の地方交付税交付金の精算額のうち「地方交付税法」(昭25法211)等に基づき2年度分の地方交付税交付金の総額から減額することとされている額2,355億円を控除し、②同法等において2年度分の地方交付税交付金の総額に加算することとされている額5,187億円を加算した額156,085億円を一般会計から受け入れることとしている。

また、東日本大震災復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として3,398億円を受け入れることとしている。

地方法人税については、14,564億円を計上し、その全額を地方交付税交付金の財源としている。

上記の一般会計からの受入等については、歳出において、一時借入金の利子並びに元年度における借入金の償還及び利子の支払いの一部の財源に充てるとともに、地方交付税交付金169,306億円(うち、震災復興特別交付税3,423億円)を計上することとしている。

(ロ) 「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」(平11法17)に基づき、歳入において一般会計からの受入2,007億円を計上することとし、これを財源として歳出において①個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補填するため都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付する個人住民税減収補填特例交付金、②消費税率引上げに伴う需要変動の平準化のための自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収額を補填するため都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付する自動車税減収補填特例交付金並びに③消費税率引上げに伴う需要変動の平準化のための軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収額を補填するため市町村(特別区を含む。)に交付する軽自動車税減収補填特例交付金の合計額2,007億円を、地方特例交付金として計上することとしている。

(ハ) 「道路交通法」(昭35法105)に基づき、地方の道路交通安全施設の設置等の財源に充てるため、歳入において交通反則者納金の収入544億円を一般会計より受け入れることとし、これらを財源として歳出において交通安全対策特別交付金543億円等を計上することとしている。同交付金については、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付することとし

ている。

- (ホ) 地方揮発油税の収入2,358億円を受け入れ、「地方揮発油譲与税法」(昭30法113)に基づき、地方揮発油譲与税譲与金2,389億円を計上し、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に譲与することとしている。
- (へ) 「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」(平31法3)に基づき、都道府県及び市町村(特別区を含む。)が実施する森林環境整備事業費等の財源に充てるため、財政投融资特別会計投資勘定から「地方公共団体金融機構法」(平19法64)に基づき同勘定に帰属する地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金に相当する額として600億円を受け入れることとし、これを財源として、森林環境譲与税譲与金として400億円を歳出に計上し、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に譲与するとともに、200億円を元年度の森林環境譲与税の財源とした借入金の償還及び利子の支払いに充てることとしている。なお、元年度において当該譲与金の財源として計上していた借入金については、2年度は計上しないこととしている。
- (ト) 石油ガス税の収入の2分の1に相当する額60億円を受け入れ、「石油ガス譲与税法」(昭40法157)に基づき、石油ガス譲与税譲与金63億円を計上し、一定の基準により都道府県及び「道路法」(昭27法180)第7条第3項に規定する指定市に譲与することとしている。
- (チ) 特別法人事業税の収入8,214億円を受け入れ、「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律」(平31法4)に基づき、特別法人事業譲与税譲与金20,109億円を計上し、一定の基準により都道府県に譲与することとしている。なお、「地方法人特別税等に関する暫定措置法」(平20法25)に基づき受け入れた地方法人特別税11,704億円については、特別法人事業譲与税譲与金として譲与することとしている。
- (リ) 自動車重量税の収入の1,000分の422に相当する額2,869億円を受け入れ、「自動車重量譲与税法」(昭46法90)に基づき、自動車重量譲与税譲与金2,845億円を計上し、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に譲与することとしている。
- (ヌ) 航空機燃料税の収入の9分の2に相当する額154億円を受け入れ、「航空機燃料譲与税法」(昭47法13)に基づき、空港関係都道府県及び空港関係市町村の航空機騒音対策事業費等の財源に充てるため、航空機燃料譲与税譲与金154億円を計上し、一定の基準により同法に規定する都道府県及び市町村(特別区を含む。)に譲与することとしている。
- (ル) 特別とん税の収入125億円を受け入れ、「特別とん譲与税法」(昭32法77)に基づき、特別とん譲与税譲与金126億円を計上し、徴収地港の所在する都及び市町村に譲与することとしている。
- (ロ) 財政融資資金及び民間からの借入金307,123億円を計上している。

元年度における借入金の償還及び利子並びに一時借入金の利子の支払いの財源317,897億円

を国債整理基金特別会計に繰り入れることとしている。

② 国債整理基金特別会計

この会計は、国債の償還及び発行を円滑に行うための資金として国債整理基金を置き、その経理を明確にするために設けられたものである。

2年度においては、一般会計から233,504億円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から597,634億円をそれぞれ受け入れるほか、東日本大震災復興他会計より受入として東日本大震災復興特別会計から317億円、租税1,230億円、公債金1,062,886億円、復興借換公債金16,932億円、東日本大震災復興株式会社売払収入として東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の株式の売払収入14,774億円、東日本大震災復興配当金収入として東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の配当金収入504億円、運用収入913億円、東日本大震災復興運用収入24億円、雑収入1,523億円並びに東日本大震災復興雑収入12百万円をそれぞれ受け入れることとしている。

③ 財政投融资特別会計

この会計は、財政融資資金の運用並びに産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資に関する経理を明確にするために設けられたもので、財政融資資金勘定及び投資勘定より成っている。

また、庁舎等その他の施設の用に供する特定の国有財産（公共用財産等及び他の特別会計に属するものを除く。）の使用の効率化と配置の適正化を図るために定められる特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を行うために設けられた特定国有財産整備特別会計が21年度末で廃止されたことに伴い、21年度末までに策定されていた事業で完了していない事業の経理を行うため、22年度から当該事業が完了する年度までの間の経過措置として特定国有財産整備勘定が設けられており、事業完了後の残余財産は一般会計に承継予定である。

2年度の主な内容は、次のとおりである。

（イ） 財政融資資金勘定

この勘定の負担において発行する公債の限度額を120,000億円、一時借入金等の限度額を150,000億円としている。

また、地方公共団体による上下水道事業への公共施設等運営権方式（コンセッション）の導入を促進するための補償金免除繰上償還に伴う利子収入の減少の補填に充てるため、1億円を投資勘定から受け入れることとしている。

（ロ） 投資勘定

歳入については、運用収入として株式会社国際協力銀行及び地方公共団体金融機構等の納付金、日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社等の配当金等を見込むほか、前年度剰余金受入等と合わせて計7,274億円を見積もることとしている。

歳出については、産業投資を呼び水とした民間からのリスクマネー供給の促進等を図ることとし、4,510億円（元年度当初予算額3,849億円）の産業投資支出を行うこととしている。

また、この勘定から一般会計への繰入金として、1,461億円を計上することとしている。

なお、2年度においては、地方公共団体金融機構の納付金（602億円）は、森林環境譲与税の譲与財源等に充てるため、600億円を交付税及び譲与税配付金特別会計へ特例的に繰り入れるほか、地方公共団体による上下水道事業への公共施設等運営権方式（コンセッション）の導入を促進するための補償金免除繰上償還に伴う財政融資資金勘定の利子収入の減少の補填に充てるため、1億円を同勘定へ繰り入れることとしている。

（ハ） 特定国有財産整備勘定

庁舎等の移転再配置、地震防災機能を発揮するために必要な庁舎の整備を行うため、146億円の特定国有財産整備費を計上している。

④ 労働保険特別会計

この会計は、「労働者災害補償保険法」（昭22法50）による労働者災害補償保険事業及び「雇用保険法」（昭49法116）による雇用保険事業に関する経理を行うために設けられたもので、労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定の3勘定より成っている。

2年度の主な内容は、次のとおりである。

（イ） 労災勘定においては、労働者災害補償保険事業に要する費用の一部として、一般会計から9百万円を受け入れることとしている。保険給付費については、元年度における実績を基礎として算定し、所要の額を計上している。社会復帰促進等事業費については、個々の事業の精査を行い、所要の額を計上している。

（ロ） 雇用勘定においては、求職者給付、雇用継続給付の支給及びその事務の執行に要する費用に充てるため、一般会計から281億円を受け入れることとしている。

就職支援法事業については、雇用保険を受給できない者に対し、職業訓練を行うとともに訓練期間中の生活支援のための給付等に要する費用として、事務費を除き124億円（うち一般会計からの繰入6億円）を計上している。

雇用安定事業等については、非正規雇用労働者の正規雇用への転換や待遇改善等に取り組む事業主への支援の拡充や、労働生産性向上のための環境整備として賃金アップを図る企業へ

の支援等について所要の額を計上している。

- (ハ) 徴収勘定においては、労災勘定及び雇用勘定への繰入れ並びに労働保険料等の徴収に必要な経費を計上している。

⑤ 年金特別会計

この会計は、「国民年金法」（昭34法141）、「厚生年金保険法」（昭29法115）及び「健康保険法」（大11法70）に基づく年金給付及び全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の保険料等に関する経理並びに「児童手当法」（昭46法73）等に基づく児童手当等及び「子ども・子育て支援法」（平24法65）に基づく子どものための教育・保育給付等に関する経理を明確にするために設けられたものである。

2年度の主な内容は、次のとおりである。

- (イ) 基礎年金勘定においては、歳出では、基礎年金給付費としての所要額、国民年金勘定、厚生年金勘定及び共済組合等の支出する基礎年金相当給付費の財源に充てるための繰入額等を計上している。歳入では、基礎年金給付等に要する費用の財源として国民年金勘定、厚生年金勘定及び共済組合等からの所要の拠出金等による収入を見込んでいる。
- (ロ) 国民年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額及び「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」（平16法166）に基づく特別障害給付金の支給に必要な所要額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、18,336億円を一般会計から受け入れることとしている。
- (ハ) 厚生年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、101,336億円を一般会計から受け入れることとしている。
なお、27年度（10月）から、被用者年金制度が一元化されたことにより、歳出では、実施機関（共済組合等）の支出する厚生年金保険給付費等の財源に充てるための交付金を計上し、歳入では、厚生年金保険給付費等に要する費用の財源として実施機関からの所要の拠出金による収入を見込んでいる。
- (ニ) 健康勘定においては、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を計上し、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、58億円を受け入れることとしている。
- (ホ) 子ども・子育て支援勘定においては、歳出では、児童手当について、3歳未満の児童一人につき月額15,000円を、3歳以上小学校修了までの児童（第1子・第2子）一人につき月額10,000円

を、3歳以上小学校修了までの児童（第3子以降）一人につき月額15,000円を、小学校修了後中学校修了までの児童一人につき月額10,000円を支給するとともに、所得制限以上の者については、中学校修了までの児童一人につき月額5,000円を支給することとしている。

また、子ども・子育て支援新制度における子どものための教育・保育給付に要する費用の地方公共団体に対する交付金の交付等を実施するための子ども・子育て支援推進費を計上するとともに、企業主導型保育事業等を実施するための仕事・子育て両立支援事業費等を計上している。

歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、25,095億円を受け入れることとしている。

(へ) 業務勘定においては、業務の取扱い等に必要経費（日本年金機構に対する運営費を含む。）を計上している。

⑥ 東日本大震災復興特別会計

この会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために24年度に設けられたものである。

歳出については、復興事業等を行うため、20,739億円を計上している。

なお、「復興庁設置法」（平23法125）第4条第2項の規定により、被災地の復興に係る経費については、復興庁の所管する予算として14,024億円を一括計上している。

(3) 政府関係機関

2年度において、4つの政府関係機関があるが、このうち株式会社日本政策金融公庫と株式会社国際協力銀行について概説する。

① 株式会社日本政策金融公庫

この公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的としている。

また、「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」（平22法38）に基づく業務として、エネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業のうち、我が国産業活動の発達及び改善に特に資するものを事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける

場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

さらに、「産業競争力強化法」（平25法98）に基づく業務として、産業競争力強化の観点から事業再編等を事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

このほか、「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」（仮称）に基づく業務として、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給又は導入を事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

（イ） 国民一般向け業務

2年度においては、小規模事業者の資金需要への万全な対応を図るとともに、民間金融機関との協調等の取組を引き続き推進しつつ、創業・新規事業、事業承継、事業再生、海外展開等の成長戦略分野を重点的に支援するほか、東日本大震災等による被災小規模事業者等の経営安定等を図るため、必要とする資金需要に的確に対応することとして、小規模事業者経営改善資金貸付2,900億円（元年度2,900億円）を含め総額27,370億円の貸付けを行うこととし、この原資として、財政投融资特別会計投資勘定からの出資金40億円、東日本大震災復興特別会計からの出資金31億円、財政融資資金の借入れ20,300億円、社債の発行による収入1,700億円等を予定している。

（ロ） 農林水産業者向け業務

2年度においては、民間金融機関との協調等の取組を引き続き推進しつつ、農林水産業の生産基盤強化や輸出力強化を目的とした設備投資等への資金需要に的確に対応することとし、貸付規模として6,460億円を計上しており、対象事業別の貸付計画は、経営構造改善4,412億円、基盤整備438億円、一般施設1,295億円、経営維持安定216億円及び災害100億円である。

この計画のうち、5,230億円が2年度中に貸し付けられる予定であり、これに元年度の計画のうち、2年度に資金交付が行われる予定となっている1,230億円を加えると、2年度の資金交付額は6,460億円となる。この原資として、一般会計からの出資金63百万円、財政融資資金の借入れ5,200億円、社債の発行による収入300億円等を予定しているほか、証券化支援業務において、一般の金融機関が行う農業融資の信用リスクの引受19億円を予定している。

（ハ） 中小企業者向け業務

2年度においては、中小企業の資金需要への万全な対応を図るとともに、民間金融機関との協

調等の取組を引き続き推進しつつ、創業・新規事業、事業承継、事業再生、海外展開等の成長戦略分野を重点的に支援するほか、東日本大震災等による被災中小企業者等の経営安定等を図るため、必要とする資金需要に的確に対応することとして、融資事業については、東日本大震災復興特別貸付等を含め14,400億円の貸付けを行うこととし、この原資として、財政投融资特別会計投資勘定からの出資金172億円、東日本大震災復興特別会計からの出資金14億円、財政融資資金の借入れ9,280億円、財政投融资特別会計投資勘定からの借入金2億円、社債の発行による収入825億円及び回収金等4,107億円を予定している。また、証券化支援事業におけるクレジット・デフォルト・スワップ契約（総額450億円を予定）により必要となる資産担保証券の取得187億円の原資として、社債の発行による収入175億円、有価証券回収金等12億円を予定しているほか、債務の保証605億円を予定している。

(二) 信用保険等業務

2年度における中小企業信用保険事業は、114,700億円の保険引受、破綻金融機関等関連特別保険等事業は660億円の保険引受をそれぞれ予定しているほか、信用保証協会に対する貸付けは240億円を予定している。また、中小企業信用保険事業に要する資金に充てるため、一般会計からの出資金435億円を予定している。

(ホ) 危機対応円滑化業務

2年度においては、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融が、銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われるよう、必要とする資金需要に的確に対応することとし、国が指定した金融機関に対する融資事業の規模として1,990億円を計上しており、この原資として、財政融資資金の借入れ990億円及び社債の発行による収入1,000億円を予定している。また、利子補給事業における利子補給金の原資として、一般会計からの補給金1百万円を予定している。さらに、損害担保事業に要する資本に充てるため、一般会計から68百万円を出資することとしている。なお、別途、一般会計から株式会社日本政策金融公庫補助金2億円を交付することとしている。

(へ) 特定事業等促進円滑化業務

2年度においては、今後内外で高い需要が見込まれるエネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業のうち、我が国産業活動の発達及び改善に特に資するものの実施、産業競争力強化の観点から事業再編等の実施及び特定高度情報通信技術活用システムの開発供給又は導入を図るために必要な資金の貸付けが、銀行その他の金融機関により円滑に行われるよう、必要とする資金需要に的確に対応するための200億円を含め、合計700億円の貸付規模を計上しており、この原資として、財政融資資金の借入れ700億円を予定している。

② 株式会社国際協力銀行

この銀行は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的としている。

2年度においては、日本企業の海外M&A、グローバル・バリューチェーンの再編等の海外展開支援や、質の高いインフラ整備等を支援していくこととし、総額 24,000 億円の事業規模を計上している。これらの原資として、財政投融资特別会計投資勘定からの出資金 800 億円、外国通貨長期借入金 400 億円、財政融資資金からの借入金 2,810 億円、社債の発行による収入 19,225 億円、貸付回収金等 765 億円を予定している。

なお、成長投資ファシリティにおいて資金需要の増加等に伴い外貨資金が必要な場合にあつては、外国為替資金からの借入れを行う場合がある。

7. 財政投融资計画の主な内容

(1) 財政投融资計画策定の基本的考え方

2年度財政投融资計画の策定にあたっては、成長力強化のための重点投資として、現下の低金利状況を活かした高速道路の整備及び成田国際空港滑走路の新設・延伸や、日本企業の海外展開支援などに取り組むこととした。

この結果、2年度財政投融资計画の規模は、132,195億円（元年度計画比0.8%増）となっている。このうち、産業投資は4,510億円（元年度計画比17.2%増）となっている。

最近における財政投融资計画の規模の推移は、次のとおりである。

(表9) 財政投融资計画の規模の推移

年 度	金 額	(単位：億円、%) 対前年度伸率
28	134,811	△ 7.8
29	151,282	12.2
30	144,631	△ 4.4
元	131,194	△ 9.3
2	132,195	0.8

経済事情の変動等に応じ、機動的かつ弾力的に対処するため、政府関係機関、独立行政法人等に対して、財政融資資金の長期運用予定額及び債務に係る政府保証の限度額を年度内に 50% の範囲内で増額しうよう、弾力条項を設けることとした。ただし、財政融資資金の長期運用予定額の追加の総額に 25% の上限を設けることとした。

(2) 重要施策

成長力強化のための重点投資等については、企業の成長力強化に向けて、株式会社日本政策投資銀行及び株式会社産業革新投資機構において、産業投資を呼び水とした民間リスクマネー供給の促進を行うこととしている。また、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において、今後発行を予定している政府保証債の一部を予め財政融資資金に置き換えることにより、安全性・信頼性等の向上のための高速道路の暫定 2 車線の 4 車線化等を行うこととするほか、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社において、高速道路の更新事業等を行うこととしている。このほか、成田国際空港株式会社において、2030 年の訪日外国人旅行者 6,000 万人目標に向けて、成田国際空港の機能強化（B 滑走路の延伸及び C 滑走路の新設）をはじめとした空港機能の向上を実現することとしている。

日本企業の海外展開支援等については、株式会社国際協力銀行において、日本企業の海外 M&A、グローバル・バリューチェーンの再編等の海外展開支援や、質の高いインフラ整備等を行うとともに、独立行政法人国際協力機構、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構において、日本企業によるインフラ海外展開への支援等を行うこととしている。

教育・福祉・医療については、独立行政法人日本学生支援機構において、進学意欲のある学生等に対し、貸付規模として所要の額を確保することとしているほか、独立行政法人福祉医療機構において、福祉医療サービスの基盤強化を行うこととしている。

地方公共団体向けについては、地方債計画に基づき、社会資本整備や災害復旧を中心に、地方公共団体の円滑な資金調達に貢献する観点から、必要な資金需要に的確に対応することとしている。

なお、各分野の措置状況は以下のとおりである。

① 中小零細企業

中小零細企業については、29,025億円（元年度29,968億円）の財政投融資を予定し、これにより、株式会社日本政策金融公庫において、中小企業・小規模事業者の資金需要への万全な対応、創業・新規事業、事業承継、事業再生、海外展開等の成長戦略分野の支援を行うこと等としている。

② 農林水産業

農林水産業については、5,901億円（元年度6,035億円）の財政投融資を予定し、これにより、株式会社日本政策金融公庫において、農林水産業の生産基盤強化や輸出力強化を目的とした設備投資等への資金需要に的確に対応すること等としている。

③ 教育

教育については、8,981億円（元年度9,302億円）の財政投融資を予定し、これにより、独立行政法人日本学生支援機構において、進学意欲のある学生等に対し、貸付規模として所要の額を確保すること等としている。

④ 福祉・医療

福祉・医療については、4,769億円（元年度5,410億円）の財政投融資を予定し、これにより、独立行政法人福祉医療機構において、福祉医療サービスの基盤強化の観点から、児童福祉施設、老人福祉施設及び医療関連施設の整備等を推進すること等としている。

⑤ 環境

環境については、539億円（元年度330億円）の財政投融資を予定し、これにより、地方公共団体において、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、一般廃棄物処理事業に対し、必要な資金需要に的確に対応すること等としている。

⑥ 産業・イノベーション

産業・イノベーションについては、11,655億円（元年度10,185億円）の財政投融資を予定し、これにより、株式会社日本政策投資銀行において、民間資金だけでは十分な対応が困難な長期の事業資金や特定投資業務において成長段階ごとのボトルネックを踏まえた資金等を供給すること等とし

ている。

⑦ 住宅

住宅については、5,206億円（元年度5,464億円）の財政投融资を予定し、これにより、独立行政法人都市再生機構において、老朽化した賃貸住宅の建替え及び既存賃貸住宅ストックの有効活用を図るための増改築事業等を推進すること等としている。

⑧ 社会資本

社会資本については、37,518億円（元年度37,450億円）の財政投融资を予定し、これにより、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において、今後発行を予定している政府保証債の一部を予め財政融資資金に置き換えることにより、安全性・信頼性等の向上のための高速道路の暫定2車線の4車線化等を行うこととするほか、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社において、高速道路の更新事業等を行うこととしている。このほか、成田国際空港株式会社において、2030年の訪日外国人旅行者6,000万人目標に向けて、成田国際空港の機能強化（B滑走路の延伸及びC滑走路の新設）をはじめとした空港機能の向上を実現すること等としている。

⑨ 海外投融资等

海外投融资等については、20,387億円（元年度18,567億円）の財政投融资を予定し、これにより、株式会社国際協力銀行において、日本企業の海外M&A、グローバル・バリューチェーンの再編等の海外展開支援や、質の高いインフラ整備等を行うこと等としている。

(3) 原資

2年度財政投融资の原資としては、元年度計画額に対し1,001億円（0.8%）増の132,195億円を計上している。

財政融資については、財政融資資金111,864億円を計上している。

財政融資資金の資金調達に関しては、新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な財源として、2年度において、財政投融资特別会計国債120,000億円の発行を予定している。なお、財政融資資金の資金繰りのため、財政融資資金証券15,000億円の発行を予定している。

産業投資については、株式会社国際協力銀行等の納付金、日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社等の配当金等を見込むことにより、4,510億円を計上している。

政府保証については、政府保証国内債 4,134 億円、政府保証外債 11,085 億円、政府保証外貨借入金 602 億円の合計 15,821 億円を計上している。